



平成12年度 高齢者福祉事業

四月一日から、介護保険制度が始まります。要介護と判定されても介護保険のサービスだけでは日常生活に支障が生ずると予測される高齢者、また現状のままでと自立生活に支障を来すおそれがあると考えられるひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯などを対象に、さまざまな事業を行いますので紹介します。

平成十二年度高齢者福祉事業

(★は新規事業)

- 紙おむつの支給
- 寝具のクリーニング
- 外出支援(移送)サービス
- 痴ほう高齢者の相談
- はり・きゅう・マッサージ費用の助成
- 介護者慰労金支給
- 配食サービス
- 乳酸菌飲料の提供
- 福祉電話の貸与
- 緊急通報システムの貸与
- 介護支援センター相談事業
- 養護老人ホームの入所相談
- ★ミニデイサービス
- ★生活管理指導員派遣
- ★軽度生活援助事業
- ★生活管理指導短期宿泊事業
- ★訪問理美容サービス
- ★ほのぼのサロン事業(料理教室)

★ミニデイサービス(生きがい対応型デイサービス)

六十歳以上のひとり暮らしの高齢者などで、家に閉じこもりがちで人などを対象に、「社会福祉センター田子浦荘・広見荘」

などに生きがい活動援助員を派遣して、利用対象者のニーズや身体状況に応じ、きめ細やかなサービスを提供します。

事業内容 教養講座、高齢者スポーツ活動、陶芸・

演芸などの創作活動、手芸・木工・絵画などの趣味活動、日常動作訓練など



陶芸教室(広見荘)

★生活管理指導員派遣(ホームヘルプサービス)

社会適応が困難な自立のひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯などを対象に、住みなれた自宅で自立した生活ができるよう、ホームヘルパーが週1〜2回程度訪問し、寝たきり予防の観点から日常生活や家事に対する支援・指導を行います。

自己負担 必要経費の10%程度

事業内容 家事に対する支援・指導、対人関係の構築のための支援・指導、関係機関との連絡調整など

★軽度生活援助事業

日常生活上の援助を必要とする在宅のひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯(六十五歳以上)を対象に、自立した生活の継続を可能にし、要介護状態への進行を防止するよう、生活援助員などを派遣(月一回程度)し、軽易な日常生活上の援助を行います。

自己負担 必要経費の10%程度

事業内容 外出時の援助、食事・食材の確保、寝

具類の洗濯・日干し、クリーニングの搬出入、家周りの手入れ、目が不自由な人に対するサービス(朗読、代筆など)、台風時などの自然災害への防備など

★生活管理指導短期宿泊事業(ショートステイ)

虚弱な高齢者を家庭で世話をしている人が病気や事故などの理由により、一時的に世話ができなくなった場合や、ひとり暮らしの高齢者などが病気が事故などにより、一時的に居宅での生活が困難になったときに、短期間「養護老人ホーム駿河荘」や「ケアハウス富士の里」でお世話をします。

★訪問理美容サービス

老衰、心身の障害や傷病などの理由により、理容店や美容院に出向くことが困難な高齢者に対して、居宅で手軽にこれらのサービスを受けられるようにするため、訪問理美容サービスを提供します。なお、理美容にかかわる実費は利用者負担とし、出張に要する経費を補助します。(ただし、利用できない理容店・美容院は限られます)

★ほのぼのサロン事業(料理教室)

在宅自立高齢者や高齢者を抱える家族などを対象として、悠容クラブが行う、料理講習会と会食・レクリエーションを組み合わせた「ほのぼのサロン事業」を支援します。



問い合わせ

高齢者福祉課(四月からは生きがい福祉課)

内線二三一七